株主各位

東京都港区南青山六丁目7番2号株 式 会 社 ク シ ム 代表取締役社長 中川 博 貴

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、当日の出席に代えて書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年1月25日(水曜日)午後6時00分までに議決権をご行使くださいますよう併せてお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への 来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の模様をインターネットによりライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「第27回定時株主総会におけるバーチャル株主総会プラットフォームによるインターネットライブ配信のご案内」をご確認ください。

「郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限まで に到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」及び4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

- 1. **日** 時 2023年1月26日 (木曜日) 午後1時00分 (受付開始 午後0時 30分)
- 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
 ザ ストリングス表参道 3階「パークアヴェニュー」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1 第27期(自2021年11月1日至2022年10月31日)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件
- 2 第27期(自2021年11月1日至2022年10月31日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト(https://www.kushim.co.jp/ir_meeting/)に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kushim.co.jp/ir_meeting/)に掲載しております。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、監査等委員会及び会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類及び計算書類の他、上記①及び②についても監査しております。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権 行使書用紙を会場受付にご提出く ださい。

株主総会開催日時

2023年1月26日(木曜日) 午後1時「受付開始:午後0時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案 に対する賛否をご表示いただき、 行使期限までに到着するようご返 送ください。

行使期限

2023 年 **1** 月25 日(水曜日) 午後 **6** 時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、 当社の指定する議決権行使ウェブ サイトをご利用いただき、行使期限 までに賛否をご入力ください。

行使期限

2023 年 1 月25 日(水曜日) 午後 6 時まで

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作などでご不明な点がありましたら、右記にお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限 2023年 1 月25 日(水曜日)午後 6 時まで

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが できない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。 再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する 場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確 認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録してください。

画面イメージの一部です。





以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

事 業 報 告

(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、当初新型コロナウイルス感染症の収束期待があったものの、年初からオミクロン株の急速な感染拡大があり、引き続き不透明な状況が続きました。また、2022年2月24日ロシアによるウクライナ侵攻から政情不安も拡大し、急激な原油高騰や円安進行などの影響により、社会経済活動の回復は先行きが懸念されます。わが国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中でこのところ持ち直しの動きがみられましたが、2022年年始から「オミクロン型」の猛威による影響が続いており、今後も予断を許さない状況に加えて上記世界経済の影響もあり、景気は依然として厳しい状況が続くと見込まれます。

こうしたマクロ経済動向の中ではありますが、当社グループは中期経営計画 (2019年10月期~2024年10月期) における「収益力の大幅向上」に向けて引き続き業態のトランスフォームを推進する方針を掲げております。当連結会計年度 においても中期経営計画を羅針盤に事業を推進してまいりました。

当社グループは、産業のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を使 命とする一企業集団として、あらゆるサービスのデジタル化が進む時代に備え、 引き続き、自らのビジネスモデルを変革し続けております。併せて、2020年10 月期に実施したライツ・オファリングによる調達資金を成長原資として、ダイ ナミックにケイパビリティの拡充を図ることを狙い、M&A及び資本業務提携と 積極的な事業投資を進めております。このような中、当社はWeb3.0時代の到来 によるパラダイム・シフトに備え、成長分野であるブロックチェーン領域に経 営資源の投下を加速し、ブロックチェーン技術に立脚するサービスカンパニー へと事業ドメインの転換を図る方針に基づいてセグメント変更を実施し、新た に「ブロックチェーンサービス事業」セグメントを新設しました。当連結会計 年度におけるブロックチェーンサービス事業は、新たに連結子会社となったチ ューリンガムを通じてブロックチェーン技術や暗号理論を用いたR&D、システム 受託開発、アプリケーション開発、暗号資産開発を行っております。システム エンジニアリング事業では、創業事業であるEラーニング事業の事業譲渡が完了 による事業譲渡益163百万円を計上、受託開発においては主にブロックチェーン 技術を活用したシステムの開発実現などの成果に至りました。インキュベーシ ョン事業では、暗号資産運用を中心に収益獲得に至りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,616百万円(前連結会計年度 比4百万円のマイナス)、EBITDA441百万円(前連結会計年度は39百万円のマイナ ス)、営業利益199百万円(前連結会計年度は134百万円の損失)、経常利益193百 万円(前連結会計年度は114百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益 753百万円(前連結会計年度は362百万円の損失)となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

当社のセグメント別の製品・サービス分類は次のとおりです。

セグメント	製品・サービス
ブロックチェーン サービス事業	・先端IT技術を適用するシステムの受託開発 ・先端IT技術の社会実装を目的とする受託研究 ・ブロックチェーン技術の基礎研究 ・ブロックチェーン技術に関する教育コンテンツの開 発・販売
システムエンジニ アリング事業	 ・法人向け学習管理システム「iStudy LMS」「SLAP」(2022年7月1日に事業譲渡) ・各種研修講座・eラーニングコンテンツ(2022年7月1日に事業譲渡) ・高度IT技術者の育成、並びに紹介及び派遣事業・SES事業及びシステムの受託開発事業
インキュベーシ ョン事業	・経営及び各種コンサルティング事業 ・投融資業

[ブロックチェーンサービス事業]

チューリンガムにおいて、ブロックチェーン技術や暗号理論を用いたR&Dをベースとしながら、ブロックチェーン開発支援や受託開発、トークンエコノミクスと言われる暗号資産をどのようにサービスやプロジェクトの中で利活用するのかというトークンのデザインやマーケットへの供給を行う際に誰にどのように分配を行っていくかなどの専門的なコンサルティングを行っております。当連結会計年度については、暗号資産のSkeb Coinの上場支援を行い、海外暗号資産取引所への上場に漕ぎ着けました。さらに、上場後も海外マーケティングも積極的にサポートすることで、暗号資産が低調で冬の時代と言われる中、流動性の維持に寄与しました。また、足元ではGameFiと言われるゲームと分散型金融が融合したサービスに関してのコンサルティングに力を入れており、取引先や業務内容の多様化に努めております。

クシムインサイトにおいて、当社グループが開発に関与し納品済みであるNFT (※)マーケットプレイス、株主様向け議決権行使プラットフォーム、暗号資産

のレンディングサービスアプリケーション、暗号資産を対象にしたAPI連携による自動トレーディングシステム等のブロックチェーン技術を用いたプロダクトについて、保守運用により継続的に収益を獲得しております。

以上の結果、当連結会計年度のブロックチェーンサービス事業全体における 売上高は491百万円(前連結会計年度比415百万円のプラス)、EBITDAは354百万 円(前連結会計年度比336百万円のプラス)、セグメント利益は184百万円(前連 結会計年度比173百万円のプラス)となりました。

なお、クシムインサイト、チューリンガムの株式取得に伴うのれん償却額164 百万円は当セグメント利益に含めております。

※ Non-Fungible Token の略語。代替の可能性のないブロックチェーン上のトークンです。

[システムエンジニアリング事業]

当社において、2022年5月25日付「事業譲渡に関するお知らせ」にて公表の通り、1997年の創業時より提供をして参りました法人向け学習管理システムである「iStudy LMS」及び「SLAP」、及びEラーニングコンテンツの製造販売に係る事業は、2022年7月1日付で予定通り事業譲渡が完了しました。創業以来、延べ2,000社・100万人以上のITエンジニアのスキルアップやキャリア形成を支援させていただいた本事業は、ステークホルダーの皆様にもご支援いただきながら当社の成長を支え続けてまいりました。今後は、譲渡先である株式会社ODKソリューションズにおいて本事業は継続して行われます。

クシムソフトにおいて、SES事業及びシステムの受託開発事業を担っております。SES事業につきましては、ニーズの高いオープン系を中心としたIT技術者の採用と育成により、顧客システム開発の支援、エンジニア派遣事業を拡充しております。当連結会計年度においては、参画中のプロジェクトにおいての継続した取引が続いたことに加えて中途採用者に関しても入社後間もなく該当プロジェクトの増員による参画にてリードタイムが無かったこと、さらには継続して当グループ各社のシナジーにて新しいマーケットの開拓を積極的に続けた結果、全ての月次において計画していた目標稼働率を超える稼働率を実現しました。また継続してエンジニアのスキルアップに向けた社内教育を続けたことで参画プロジェクトの業務内容拡大と市場価値向上を達成させ、部門黒字はさらに拡大いたしました。この好循環を引き続き継続してまいります。

受託開発事業につきましては、先端分野(AIやブロックチェーンを活用したシステム)に対する画面等の開発納品後の運用保守案件を継続しております。さらにシステムのバージョンアップ対応、新規受託開発案件の獲得やPOC案件の獲得等、案件レコードを積み重ねていることで部門黒字を継続しております。なお、同社での先端分野に対するプロジェクトの関わりは、プロジェクト進行

とともに高度IT技術者の育成の場としてグループ事業と業績にも寄与しております。

ケア・ダイナミクスにおいて、介護事業者向けASPサービスを中心に、介護業界にIT技術を導入することで成長をしてきました。ASPサービスの「Care Online」は、介護現場における国保請求等の業務負荷軽減ができるサービスであるため、2006年にサービスを開始以来、多くのユーザーにご利用いただいております。保守運営をクシムソフト島根事業所開発センターに移管したことで、一部外注していたメンテナンス業務を自社内で完結できるようになり、経営効率の改善を図りました。なお、効率経営と適切なグループ組織運営を目的として、2022年10月1日付でクシムソフトを存続会社として吸収合併をいたしました。

以上の結果、当連結会計年度のシステムエンジニアリング事業全体における 売上高は800百万円(前連結会計年度比746百万円のマイナス)、EBITDAは108百 万円(前連結会計年度比74百万円のマイナス)、セグメント利益は37百万円(前 連結会計年度比58百万円のマイナス)となりました。

なお、クシムソフト及びケア・ダイナミクスの株式取得に伴うのれん償却額 55百万円は当セグメント利益に含めております。

[インキュベーション事業]

暗号資産運用につきましては、当社が実施したライツ・オファリングにより発行した第8回新株予約権、及び行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権の行使で調達した資金を充当し、グループ全体で複数の暗号資産への投資を実行した結果、321百万円超の収益獲得に至りました。なお、暗号資産市場はマクロ経済全体の減退による影響を受ける可能性があり、今後もその影響を注視して運用をしてまいります。

M&A及び資本提携による事業投資につきましては、2022年3月2日を効力発生日としてチューリンガムを連結子会社化し、収益貢献をしております。引き続き、M&A仲介企業やデータベースを用いたM&A仲介サービスを活用し候補となる企業のソーシングを継続し、事業承継やバイアウトを目指す企業の増加に伴う譲渡金額相場の上昇傾向に対して、財政状態や将来の獲得キャッシュ・フローに基づく適切な企業価値によるM&Aを推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度のインキュベーション事業全体における売上高は324百万円(前連結会計年度比325百万円のプラス)、EBITDAは174百万円(前連結会計年度比175百万円のプラス)、セグメント利益は174百万円(前連結会計年度はセグメント損失0百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,161,144千円となりました。その主なものは、次のとおりであります。なお、設備投資の総額には有形固定資産のほか、無形固定資産、投資その他の資産への投資を含めて記載しております。

① ブロックチェーンサービス事業

2022年3月2日付で当社を株式交換完全親会社、チューリンガム株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換したことに伴い、チューリンガム株式会社及び子会社であった株式会社SEVENTAGE (2022年7月1日付でチューリンガム株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅)が保有する設備の取得2,359千円及び完全子会社化したことによるのれんの計上2,158,784千円であります。

② システムエンジニアリング事業

2022年5月1日付で株式会社イーフロンティアの当社が保有する株式を全て売却し、当連結会計年度において連結の範囲から除外したため、同社の設備を主要な設備から除外しております。

また、2022年7月1日付で当社のEラーニング事業及びLMSサービスの事業譲渡を譲渡したことに伴い、同事業にかかる設備を主要な設備から除外しております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以って事業運営を行うことを原則とし、一部銀行等金融機関からの借入により、資金調達しております。また、借入金の使途は運転資金であります。なお、当連結会計年度末における借入金を含む有利子負債の残高は308百万円となっております。

また、当社は、2021年8月30日に発行した行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権の行使により、当連結会計年度において428百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社である株式会社クシムソフトは2022年6月1日付で会社分割(分割型分割)を行い、株式会社web3テクノロジーズを新規設立いたしました。

当社のシステムエンジニアリング事業のうち、当社のEラーニング事業及び LMSサービス (ブロックチェーンに関連する事業を除く) を2022年7月1日付で 事業譲渡いたしました。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社の連結子会社であるチューリンガム株式会社及び株式会社SEVENTAGEは、 2022年7月1日付でチューリンガム株式会社を存続会社、株式会社SEVENTAGEを 消滅会社とする吸収合併を行っております。

当社の連結子会社である株式会社クシムソフト及び株式会社ケア・ダイナミクスは、2022年10月1日付で株式会社クシムソフトを存続会社、株式会社ケア・ダイナミクスを消滅会社とする吸収合併を行っております。なお、株式会社ケア・ダイナミクスの四半期決算月は同年9月であることから、2023年10月期第1四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外されることになります。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年3月2日を効力発生日として、チューリンガム株式会社の完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

当社の連結子会社である株式会社クシムインサイトは、2022年3月29日付で株式交換を行い、当社が保有するチューリンガム株式会社の全株式を取得することで、同社を完全子会社化いたしました。

当社の連結子会社である株式会社クシムインサイトは、同社の子会社である株式会社クシムソフトより株式会社web3テクノロジーズの株式を2022年6月1日付で配当により取得し、同社を完全子会社化いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの企業価値を向上させ継続的に安定した成長を続けていくために以下を対処すべき課題として重点的に取り組んでまいります。

① 売上高の拡大と安定した収益基盤の確立

当社グループは、Web3.0の中核とされるブロックチェーン技術を背景としたサービスを提供するユニークな事業を展開しており、目下成長途上のマーケットにおいて、ストック型のプロジェクトの獲得とブロックチェーンによる課題解決を提供する事業基盤を構築することが重要であると認識しております。このような課題に対処するため、ブロックチェーンの技術革新に関する研究活動、エンジニア等の育成のための投資を継続的に行いテクノロジーの発展への追求を常々行ってまいります。また、当社グループが提供するサービスは、その大

半がインターネットを利用したサービスであるため、システムの安定稼働や、各種情報資産の適切な管理、サービス品質の維持・向上は不可欠であると認識しております。このように、事業投資とインフラ整備を並行して行うことで売上高の更なる拡大と安定した収益基盤の確立を図ってまいります。

② 組織体制の強化と人材の育成

当社グループが継続的に企業価値を拡大していくためには、より高いサービスの提供と新たなプロダクトの開発が不可欠であると考えております。そのためには、自律的成長が可能な優秀な人材の採用と育成並びに組織体制の強化が重要であります。労働条件の改善や新しい雇用形態の導入を図り、働きやすい魅力ある職場作りに取り組むとともに、定期的に社内勉強会や外部研修を実施し、社員一人一人のスキルアップ強化を図り、バランスの取れた組織体制の構築に引き続き努めてまいります。

③ ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが持続的に成長を遂げるためには、事業運営とガバナンスのバランス、並びに経営上のリスクを適切に掌握しコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役や監査等委員への報告体制強化、監査等委員と内部監査室並びに会計監査人による実効性のある監査体制を推進するとともに、コンプライアンス研修の実施等を通じた個々人への意識づけ並びに内部監査室による定期的監査を実施してまいります。

なお、上記施策に加え、新型コロナウイルス感染拡大影響の顕在化による経営への影響を軽減するため、徹底した間接経費削減や業務効率化による固定費削減、消費動向や顧客動向を踏まえた施策を実施いたします。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分			期別	第24期 (2019年10月期)	第25期 (2020年10月期)	第26期 (2021年10月期)	第27期 (2022年10月期) (当連結会計年度)
売	上	高	(千円)	754, 039	1, 859, 614	1, 621, 924	1, 616, 968
経常利益	又は経常損失	(\triangle)	(千円)	△5, 641	40, 240	△114, 387	193, 510
	に帰属する当期純和 に帰属する当期純損		(千円)	△18, 959	154, 940	△362, 697	753, 057
	上り当期純利益 り当期純損失		(円)	△4.77	38. 97	△49. 72	59. 05
純	資	産	(千円)	1, 350, 000	1, 547, 829	3, 066, 099	5, 848, 183
総	資	産	(千円)	1, 858, 294	2, 381, 177	3, 794, 225	6, 444, 226

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 2. 第24期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2019年10月31日までの10カ月間となっております。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期 首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分			期別	第24期 (2019年10月期)	第25期 (2020年10月期)	第26期 (2021年10月期)	第27期 (2022年10月期) (当事業年度)
売	上	高	(千円)	754, 039	1, 029, 157	749, 469	320, 294
経常利益	立ては経常損失	(\triangle)	(千円)	36, 246	40, 082	△179, 109	22, 119
当期純利	益又は当期純損失	(△)	(千円)	22, 928	19, 999	△382, 595	210, 414
	たり当期純利益 より当期純損失		(円)	5. 77	5. 03	△52. 45	16. 50
純	資	産	(千円)	1, 391, 888	1, 400, 566	2, 983, 495	5, 255, 712
総	資	産	(千円)	1, 678, 047	1, 679, 873	3, 235, 677	5, 433, 885

- (注)1.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 2. 第24期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2019年10月31日までの10カ月間となっております。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期 首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後 の数値となっております。
 - 4. 第27期の売上高の減少はEラーニング事業を譲渡したことによる減少であります。
 - 5. 2022年度は企業収益の改善に伴う設備投資の増加や輸出の好調に支えられ、売上高の増加 や製造効率の向上に加え、株価の上昇を背景に営業外収益の有価証券売却益も寄与し、増 収増益となりました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 の比率	主要な事業内容
株式会社クシムソフト	50,000 千円	100 %	システムエンジニアリング事業
株式会社クシムインサイト	10, 000	100	インキュベーション事業
チューリンガム株式会社	51, 500	100	ブロックチェーンサービス事業
株式会社web3テクノロジーズ	10, 000	100	ブロックチェーンサービス事業

- (注)1. 株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズの株式は、株式会社クシムインサイトを通じての間接所有となっております。
 - 2. 当社は、2022年3月2日付で当社を株式交換完全親会社、チューリンガム株式会社を株式

交換完全子会社とする株式交換を実施し、同社を連結子会社としました。

- 3. 当社の連結子会社である株式会社クシムインサイトは、当社の連結子会社である株式会社 クシムソフトが2022年6月1日付で新規設立した株式会社web3テクノロジーズの株式を 2022年6月1日付で配当により取得し、同社を連結子会社としました。
- 4. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社イーフロンティアは、2022年5月1日付で当社が保有する同社の全株式を譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
- 5. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ケア・ダイナミクスは、2022年 10月1日付でクシムソフトを存続会社として吸収合併を行いました。なお、株式会社ケア・ダイナミクスの四半期決算月は同年9月であることから、2023年10月期第1四半期連結会計期間より当社の連結の範囲から除外されることになります。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2022年10月31日現在)

()> ()	10/101 11 //101 11/1
事業内容	主要製品
ブロックチェーンサービス事 業	・先端IT技術を適用するシステムの受託開発 ・先端IT技術の社会実装を目的とする受託研究 ・ブロックチェーン技術の基礎研究 ・ブロックチェーン技術に関する教育コンテンツの 開発・販売
システムエンジニアリング事 業	 ・法人向け学習管理システム「iStudy LMS」「SLAP」(2022年7月1日に事業譲渡) ・各種研修講座・eラーニングコンテンツ (2022年7月1日に事業譲渡) ・高度IT技術者の育成、並びに紹介及び派遣事業・SES事業及びシステムの受託開発事業
インキュベーション事業	・経営及び各種コンサルティング事業 ・投融資業

(12) 主な事業所(2022年10月31日現在)

① 当社

本社東京都港区

② 子会社

株式会社クシムソフト	東京都港区
株式会社クシムインサイト	東京都港区
チューリンガム株式会社	東京都港区
株式会社web3テクノロジーズ	東京都港区

(13) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
			60名	7名減

- (注)1. 上記従業員数には、契約社員2名が含まれております。
 - 2. 当社グループ外への出向者を除いております。

② 当社の従業員数

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		6	名				7	名源	或			38.0	歳				3	. 0年	=

⁽注) 上記従業員数には、契約社員1名が含まれております。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借 入 先	借	入	残	額	
株式会社日本政策金融公庫				131, 873	千円
株式会社商工組合中央金庫				122, 490	
株式会社みずほ銀行				30, 500	
株式会社りそな銀行				23, 972	

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分再編に伴い、スタンダード市場に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項(2022年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

32,000,000株

(2) 発行済株式の総数

14,746,733株(自己株式28,588株を含む。)

(3) 株主数(4) 大株主

10,930名

(4)						
	株	主	名		持 株 数	持 株 比 率
橋	本		欣	典	946,800株	6. 43%
株式会	会社シークエッ	ジ・ジャパン	・ホールディ	ングス	833,040株	5. 65%
管	原	源	_	郎	783,740株	5. 32%
株式	式会社ス	ケブベ	ンチャ	ーズ	744,000株	5. 05%
紅	谷		陽	介	315,600株	2. 14%
田	原		弘	貴	315,600株	2. 14%
株	式 会	社 S	BI 証	券	286, 291株	1. 94%

	株 主	三 名		持 株 数	持 株 比 率
吉	田	昌	勇	255,800株	1.73%
三	瀬	修	平	252, 480株	1.71%
投資事	事業組合マーケッ	トウィザード	ファンド	189, 360株	1. 28%

- (注) 持株比率は、自己株式28,588株を控除して計算しております。
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。
 - (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に行使価額修正条項付第9回新株予約権の行使により当社普通株式を1,366,000株を発行しました。また、当社を株式交換完全親会社、チューリンガム株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により当社普通株式5,395,697株を発行しました。

これにより、発行済株式総数は6,761,697株増加し14,746,733株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(2022年10月31日現在)

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第7回新株予約権			
発行法	央議日	2019年7月11日			
新株	予約権の数	750個 (新株予約権1個につき100株)			
	予約権の目的となる D種類と数	普通株式 75,000株			
新株-	予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない。			
	予約権の行使に際して される財産の価額	新株予約権1個あたり 66,400円 (1株あたり 664円)			
権利征	亍使期間	2021年7月13日 ~ 2024年7月12日			
行使の	り条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締 役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要 する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの 限りではない。			
役員	取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	新株予約権の数650個目的となる株式数65,000株保有者数4人			
貝の保有状	社外取締役 (監査等委員である取締役 を除く)	新株予約権の数100個目的となる株式数10,000株保有者数1人			
況	監査等委員である取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 0人			

		第10回新株予約権			
発行法	央議日	2022年1月27日			
新株	予約権の数	400個 (新株予約権1個につき100株)			
	予約権の目的となる D種類と数	普通株式 40,000株			
新株	予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない。			
	予約権の行使に際して される財産の価額	新株予約権1個あたり 52,500円 (1株あたり 525円)			
権利征	亍使期間	2024年1月28日 ~ 2027年1月27日			
行使の	り条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締 役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要 する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの 限りではない。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認め ない。			
役品	取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	新株予約権の数400個目的となる株式数40,000株保有者数2人			
員の保有状	社外取締役 (監査等委員である取締役 を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 0人			
況	監査等委員である取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 0人			

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

当社は、2021年8月12日開催の当社取締役会において、WCP/I投資事業組合を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権(停止要請条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議し、2021年8月30日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

	第9回新株予約権
	2021年8月12日
割当日	2021年8月30日
割当先及び割当方法	W C P / I 投資事業組合に対する第三者割当方式
権利行使期間	2021年8月31日 ~ 2023年8月31日
新株予約権の数	18,600個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 1,860,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき692円
行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 414.9円 下限行使価額 231円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株 予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」と いいます。)の直前取引日の東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り 上げる。)に、当該修正日以降修正されます。但し、 修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下 回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とし ます。
当事業年度末日までに権利行使された新株予約権の累計個数	18,600個
当事業年度末日における新株予約権の数	一個
その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社とWCP/I投資事業組合(以下「割当予定先」といいます。)との間で締結した買取契約において合意しております。 ①当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること②割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取ること。③割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと

本新株予約権は、2022年1月5日をもって、発行した全ての新株予約権が行使され、消滅しております。

4. 会社役員に関する事項(2022年10月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

地	1	位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社長	中	ЛП	博	貴	 (株)フィスコ経済研究所 取締役 (株)カイカエクスチェンジホールディングス 取締役 (株)クシムソフト 代表取締役社長 (株)クシムインサイト 代表取締役社長 (株)CAICA DIGITAL 取締役 (株)レジストアート 取締役 チューリンガム(株) 取締役 (株)web3テクノロジーズ 取締役
取	締	役	伊	藤	大	介	(株) クシムインサイト 取締役(株) CAICA DIGITAL 取締役(株) クシムソフト 取締役チューリンガム(株) 取締役(株) web3テクノロジーズ 取締役
取	締	役	橋	本	欣	典	チューリンガム(株) 取締役 (株)web3テクノロジーズ 代表取締役
取	締	役	佐	藤	元	紀	(株)フィスコ 取締役 (株)CAICA DIGITAL 取締役 (株)フィスコ・コンサルティング 代表取締役
取	締	役	鈴	木		伸	 (株) CAICA DIGITAL 代表取締役社長 (株) CAICAテクノロジーズ 代表取締役社長 (株) CAICAデジタルパートナーズ 代表取締役社長 SJ Asia Pacific Limited Director (株) カイカフィナンシャルホールディングス 代表取締役社長 カイカ証券(株) 取締役 (株) カイカエクスチェンジホールディングス 代表取締役社長 (株) カイカエクスチェンジ 代表取締役社長 (株) カイカファイナンス 代表取締役社長
取	締	役	岩	野	裕	-	(株) 實業之日本社 代表取締役社長 (株) レジストアート 取締役 (株) スケブ 代表取締役会長 (株) アサカ 取締役 (株) 実業之日本デジタル 代表取締役 (株) スケブベンチャーズ 代表取締役社長
取(監	締 査等委	役 員)	Щ	П	健	治	SJ Asia Pacific Limited Director カイカ証券(株) 取締役 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director EWARRANT FUND LTD. Director (株) CAICA DIGITAL 代表取締役副社長 (株) カイカエクスチェンジ 取締役 (株) CAICAテクノロジーズ 取締役 (株) CAICAデジタルパートナーズ 取締役 (株) カイカフィナンシャルホールディングス取締役 (株) カイカフィナンシャルホールディングス取締役 (株) カイカファイナンス取締役
取(監	締 査等委	役	望	月	真	克	(株)フィスコ 監査役 (株)カイカエクスチェンジ 監査役 (株)フィスコ・コンサルティング 監査役 (株)クシムインサイト 監査役
取 (監	締 査等委	役 員)	小	Л	英	寿	(株) クシムソフト 監査役 (株) web3テクノロジーズ 監査役 (株) OGAWA 代表取締役

- (注) 1. 取締役岩野裕一氏、監査等委員望月真克氏及び監査等委員小川英寿氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役岩野裕一氏、監査等委員望月真克氏及び小川英寿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
 - 3. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査 等委員の選定を行っておりません。
 - 4. 監査等委員山口健治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 2022年1月27日開催の第26回定時株主総会において、橋本欣典氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
- (3) 補償契約の内容の概要 該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質 的な保険料負担はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会の決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連 動報酬等及び株式報酬により構成することとします。 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を 与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に 関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与額を、毎年一定の時期に支給有無も含め決定します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストック・オプションとします。各事業年度の連結営業利益及び役割貢献度、付与時の株価水準を基準に算出して一定数を付与するものとします。(付与しない期もあります)。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触するような行為が認められた際には、ストック・オプションの全部又は一部の行使制限をすることがあります。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客観性と妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえたうえで取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長中川博貴がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、中川氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。なお、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

40. E E A	報酬等の総額	報酬等の種	対象となる		
役員区分	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)
取締役(監査等委員を除く)	29, 643	27, 041	<u> </u>	2, 601	4
(うち社外取締役)	(3, 600)	(3, 600)		(—)	(1)
取締役(監査等委員)	6, 000	6, 000	_	_	3
(うち社外取締役)	(3, 600)	(3, 600)	(<u>—</u>)	(—)	(2)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションの当期の費用計上額を記載しており、その決定方針は「① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当該ストック・オプションの内容及び当事業年度末時点の保有状況は、「3. (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の員数は2名であります。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、 年額40,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の員数は3名であ ります。
 - 4. 当事業年度末現在の人員は、監査等委員でない取締役6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。なお、上記支給人員との相違は無報酬の監査等委員でない取締役2名が在任しているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役である岩野裕一は当社普通株式89,420株、望月真克は当社普通株式300株、小川英寿は当社普通株式1,505株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。望月真克は、㈱カイカエクスチェンジ、㈱フィスコの監査役を兼務、岩野裕一は、㈱スケブベンチャーズの代表取締役社長を兼任しており、それぞれ当社グループとの取引関係がありますが、当社グループと両社との間に独立性に影響を及ぼさず、当社の社外取締役として適任であると判断しております。その他、当社との人的関係、資本的関係、及び取引関係等その他利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役 岩野 裕一

当事業年度において開催された取締役会30回中30回出席し、経営全般に関する事項のほか、事業計画に関する事項に対して質問や意見を述べました。出席した取締役会において、会社経営における豊富な経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

2. 取締役 望月 真克

当事業年度において開催された取締役会30回中30回出席し、事業内容に関す

る事項のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において開催された監査等委員会16回中16回出席し、業務監査、会計監査への状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、管理部門における専門的な知識や豊富な経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 取締役 小川 英寿

当事業年度において開催された取締役会30回中30回出席し、事業内容に関する事項のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において開催された監査等委員会16回中16回出席し、業務監査、会計監査への状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に司法書士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
 - 当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、監査等委員及び監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、独立性を保持しているか等、定期的に検証し総

合的に評価しております。

- (4) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
- (5) 補償契約の内容の概要 該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1. 当社は、当社グループの企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。各種法令、定款及び社内諸規程の遵守を徹底するために、代表取締役社長直轄のもと、「コンプライアンス規程」を作成するとともに、当社グループの取締役並びに使用人に学習機会を定期的に設けて周知徹底を図ります。
 - 2. 当社は、代表取締役直下の内部監査室による定期的に実施する内部監査により当社グループの業務状況を把握し、業務の実態が各種法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ有効に会社の業務が執行されているかを監査し、適宜代表取締役社長に報告しております。
 - 3. 当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。
 - 4. 当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。
 - ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 当社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管に ついては「文書管理規程」、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に 係る記録については「取締役会規程」というように各規程に基づき定められ た期間保存します。また、必要に応じて取締役がいつでも閲覧・謄写可能な 状態にて管理しております。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、事業展開上様々な危険に対して対処すべく、代表取締役社長を委

員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討し、取締役会に答申を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1. 定時取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程に則り、重要事項や重要顧客 案件の報告・審議・意見交換を行い、各取締役は連携して業務執行状況の掌 握、監督を行います。
- 2. 取締役及び部長等による経営会議を毎週1回開催し、各部門からの経営情報 の報告や各部門への指示・伝達を図ることで、経営課題の認識の共有化及び 経営活動の効率化を図っております。
- 3. 職務執行に関する権限及び責任については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他の社内規程において定め、適時適切に見直しを行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1. 当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、 適宜情報交換を行うことにより、当社の独立性を充分に確保する体制を構築 しております。
- 2. 子会社の取締役を当社取締役が兼任することによって、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査をしております。
- 3. 当社子会社兼任取締役は、子会社の経営会議に出席することで子会社の業務 の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。また、 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合にお ける当該使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、 当該使用人の任命を行います。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとしております。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等 委員会の報告に関する体制
- 1. 取締役は、取締役会のほか重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告しております。
- 2. 監査等委員は、稟議案件の査閲や月次の財務データ等の閲覧により、業務執行状況を掌握しております。
- 3. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員に報告しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1. 代表取締役社長は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、 監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。
- 2. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、 取締役会のほか、重要な会議と監査等委員が判断した会議には出席をし、必 要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとしております。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況 当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。
 - ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査室により当事業年度の全体統制及び業務運用統制について内部監査を実施しました。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 取締役会の資料及び議事録は、セキュリティが確保された場所で適切に保 管されていることを確認しました。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程の 定めに従いリスクマネジメント委員会において統合的なリスク管理を行って おります。
- 2. 損失の危険のうち、経営に関するリスクについては、取締役会が対応し、各 部署を管理及び支援しております。
- 3. その他リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、リスクマネジメント委員会 の点検・助言・支援に基づき関係する部署が協力してリスク対応体制を整備 構築し、損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に 努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 内部監査室による全体統制の内部監査において取締役会の議事録を確認い

たしました。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 該当事項はありません。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

該当事項はありません。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 該当事項はありません。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等 委員会の報告に関する体制

内部監査室により2021年11月1日以降に開催された取締役会30回すべてに 監査等委員が出席していることを確認いたしました。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 当事業年度において、会計監査人と定期的な会合を2回開催し情報交換しました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた取り組み

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶いたします。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、 従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行っております。
- 2. 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる 注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしま った場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力 であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしておりま す。
- 3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに 任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。 その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしており ます。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主に対する配当につきましては経営基盤の安定と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、配当を行うこととしております。

当事業年度につきましては、今後の安定的な経営のために手元資金を確保し、 内部留保の充実を図ることが最重要課題であると考え、現状の業績数値や今後の 業績見通しを総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配といたしました。今後の利益 還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定でありま す。

なお、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、 剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めて おります。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2, 809, 822	流動負債	284, 245
現金及び預金	1, 169, 098	買 掛 金	53, 802
売掛金及び契約資産	382, 941	短 期 借 入 金	30,000
暗 号 資 産	1, 084, 346	1年内返済予定の長期借入金	57, 428
そ の 他	173, 436	未払法人税等	60, 476
		賞 与 引 当 金	11, 366
		契 約 負 債	2, 975
固定資産	3, 634, 403	そ の 他	68, 197
有形固定資産	4, 791	固 定 負 債	311, 796
建物及び構築物	3, 020	長 期 借 入 金	221, 407
工具、器具及び備品	1,770	繰 延 税 金 負 債	88, 276
無形固定資産	2, 131, 457	そ の 他	2, 113
ソフトウェア	1, 966	負 債 合 計	596, 042
のれん	2, 127, 796	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1, 694	株 主 資 本	5, 624, 484
投資その他の資産	1, 498, 154	資 本 金	50, 000
投資有価証券	1, 358, 684	資 本 剰 余 金	4, 855, 326
繰 延 税 金 資 産	72, 378	利 益 剰 余 金	731, 971
そ の 他	67, 091	自 己 株 式	△12, 813
		その他の包括利益累計額	196, 184
		その他有価証券評価差額金	196, 184
		新株予約権	27, 514
		純 資 産 合 計	5, 848, 183
資 産 合 計	6, 444, 226	負債及び純資産合計	6, 444, 226

連結損益計算書

(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

			科			目				金	額
売		上		高							1, 616, 968
売	-	Ŀ	原	佃							831, 898
	売		上		総		利		益		785, 069
販売	も費え	及び-	- 般 4	管理費							585, 434
	営			業		利			益		199, 635
営	業	外	Ц:	又益							
	受			取		利			息	3,051	
	受		取		配		当		金	2,038	
	助		成		金		収		入	6, 622	
	補		助		金		収		入	2,500	
	暗	号		資	産	評		価	益	1,022	
	そ				0)				他	700	15, 935
営	業	外	堻	量 用							
	支			払		利			息	2, 517	
	暗	号		資	産	売		却	損	17, 475	
	投	資	事	業	組	合	運	用	損	1,765	
	そ				0)				他	301	22, 059
	経			常		利			益		193, 510
特	5	到	利	益							
	固	定		資	産	売		却	益	1, 436	
	段	階	取	得	に	係	る	差	益	359, 305	
	関	係	会	社	株	式	売	却	益	81, 893	
	事		業		譲		渡		益	163, 270	
	債		務		免		除		益	24, 600	630, 506
特	5	到	損	失	:						
	古	定		資	産	除		却	損	662	
	減			損		損			失	15, 983	
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	64, 177	80, 823
	税	金等	ŧ i	周整	前	当其	玥 :	純 利	益		743, 192
	法	人称		住 瓦			(V	事業	税	75, 957	
	法业	人		税	等	調	エリ	整	額	△85, 822	△9, 864
	当	√ ±1 ±	期	- 1- 3=	純	+ 7	利	to 6+ +.	益		753, 057
	親3	会社	秌 主	こに帰	属	する:	当月	胡純利	一益		753, 057

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 840, 848	流動負債	72, 902
現金及び預金	1, 053, 088	1年内返済予定の長期借入金	20, 328
		未 払 金	4, 106
売掛金及び契約資産	106, 228	未払法人税等	19, 118
暗 号 資 産	640, 748	未 払 消 費 税 等	27, 349
前 払 費 用	3, 728	そ の 他	2,000
そ の 他	37, 054	固定負債	105, 270
固定資産	3, 593, 036	長 期 借 入 金	16, 994
四 足 貝 烓	3, 393, 030	繰延税金負債	88, 276
有形固定資産	1, 713	負 債 合 計	178, 172
建物	1, 269	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	5, 102, 928
工具、器具及び備品	443	資 本 金	50, 000
無形固定資産	1, 636	資 本 剰 余 金	4, 855, 326
ソフトウェア	1, 636	その他資本剰余金	4, 855, 326
	1,000	利益剰余金	210, 414
		利益準備金	100
投資その他の資産	3, 589, 686	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	210, 314
+FL 1/27	000 400	一棵越利盆剌亲筮 自 己 株 式	210, 314 △12, 813
投資有価証券	960, 462	日 C 株 ユー 評価・換算差額等	125, 270
関係会社株式	2, 286, 692		
関係会社長期貸付金	330, 000	その他有価証券評価差額金	125, 270
	330,000	新株予約権	27, 514
その他	12, 531	純 資 産 合 計	5, 255, 712
資 産 合 計	5, 433, 885	負債及び純資産合計	5, 433, 885

損益計算書

(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

			科			目				金	額
売		上		言	5						320, 294
売		Ŀ	原	個	6						86, 147
	売		上		総		利		益		234, 146
販売	売費.	及び-	- 般 -	管理費	Ì						219, 285
	営			業		和	J		益		14, 860
営	業	外	Ц:	又益	Ē						
	受			取		利			息	7, 011	
	受		取		配		当		金	2, 038	
	助		成		金		収		入	200	
	そ				0)				他	198	9, 449
営	業	外	耆	貴 月	1						
	支			払		利			息	424	
	投	資	事	業	組	合	運	用	損	1, 765	
	そ				0)				他	0	2, 190
	経			常		和	J		益		22, 119
特		別	利	益	È						
	固	定		資	産	売	Ē	却	益	1, 436	
	関	係	会	社	株	式	売	却	益	160, 180	
	事		業		譲		渡		益	92, 820	254, 437
特		別	損	#	ŧ						
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	31	
	固	定		資	産	贸	ž	却	損	16, 446	16, 478
	税	引	前	订 当	á ļ	胡	純	利	益		260, 079
	法	人移	ź.	住 月	弓 税	及	Ü	事 業	税	26, 064	
	法	人		税	等	訓	1	整	額	23, 600	49, 664
	当		期		純		利		益		210, 414

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社クシム 取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員

公認会計士 谷田 修一

指定社員

業務執行計員 公認会計士 安河内 明

監查音見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クシムの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クシム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社クシム 取 締 役 会 御 中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 谷田 修一

業務執行社員 指定社員

業務執行社員 公認会計士 安河内 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クシムの2021年11月1日から2022年10月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見基表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に見づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制 部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を 閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行に関しても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月20日

株式会社クシム 監査等委員会

 監査等委員
 山口健治師

 監査等委員
 望月真克師

監査等委員 小川英寿印

(注)監査等委員望月真克及び小川英寿は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

	(下)がは及て 直別をかしより。)
現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算 書類、連結計算書類、及び事業報告に記載又 は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の 定めるところにより、インターネットで開示 することができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則 第1条 変更後定款第14条の規定にかかわら ず、2023年2月末日までの日を株主総会の日 とする株主総会については、変更前定款第14 条はなお効力を有する。 第2条 本附則は、2023年3月1日または前 条の株主総会の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 6名選任の件

現在の取締役(監査等委員であるものを除く)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く)6名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員であるものを除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		月	名 日)	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		当社との 特 別 の 利害関係
1	なかがわ 中 川 (1981年 7	博	頁	2010年10日	任) (株)フィスコデジタルアセットグループ (現(株)カイカエクスチェンジホールディングス) 取締役 (現任) (株) 当社代表取締役社長 (現任) (株) (現(株)クシムソフト)代表取締役社長 (現任) (株) (現(株)クシムソフト)代表取締役社長 (現代) (株) (現(株)クシムソフト)代表取締役社長 (株) (現(株)クシムソフト)代表取締役 (株) (根) (根) (現(株)クシムソフト)代表取締役 (株) (根) (現(株)クシムインサイト)代表取締役社長 (現任) (株) (現(た) (現(株) (現(た) (現(株)クシムソフト)代表取締役社長 (株) (現(た) (現(大) (現(大) (現(大) (現(大) (現(大) (現(大) (現(大) (収) (収) (収) (収) (収) (収) (収) (収) (収) (収	90, 022	なし

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特 別 の 利害関係
2	がとうだいすけ 伊藤大介 (1979年2月6日生)	2020年7月 2021年1月 2021年12月 2021年12月	フットセラピー㈱ 入社 (株チチカカ 入社 (株チチカカ 入社 (株) 株) 株	26, 600	なし
3	き と う も と * 佐 藤 元 紀 (1973年5月4日生)	2012年9月 2014年3月 2014年5月 2014年7月 2014年12月 2018年1月 2019年3月 2019年12月	CareOnline (株) (現 (株) クシムソフト) 取締役 (株) ジェネラルソリューションズ (現株フィスコ) 代表取締役社長 (株) ヤンティ取締役 (株) カイカ (現 (株) CAICA DIGITAL) 取締役 (現任)	300	なし

候補者番 号		名 月 日)	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特 別 の 利害関係
4	い か の 岩 野 (1964年 9		0010 = 0 =	(棚實業之日本社 入社 同社代表取締役社長 (現任) (㈱アサカ代表取締役社長 (㈱サン・アート代表取締役社長 (㈱ジャパントリップ (現㈱ケーエムアイ)代表取締役 当社取締役(現任) (㈱レジストアート取締役 (現任) (㈱ネクス・ソリューションズ取締役 (㈱ケーエムアイ取締役 (㈱ケーエムアイ取締役 (㈱ケーエムアイ取締役 (㈱オケブ代表取締役会長 (現任) (㈱アサカ取締役 (現任) (㈱実業之日本デジタル代表取締役 (現と) (機スケブベンチャーズ代表取締役 社長 (現任)	89, 420	なし

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
5	まっざき ひろゅき 松 崎 祐 之 (1976年2月25日生)	2012年5月 2014年8月 2015年10月 2016年2月 2016年10月 2017年4月 2017年5月 2017年9月	(開サンダーキャピタル) (現㈱カイカキャピタル) 代表取締役 (現任) (開ウェブトラベル監査役 (現任) (開グロリアツアーズ監査役 (現任) (㈱ンジストアート監査役 (現任) (㈱ファセッタズム監査役 (㈱ Crypto Currency Fund Management (現 (㈱ FISCO Decentralized Application Platform) 代表取締役	_	なし

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	
6	た は ら ひ ろ 田 原 弘 j (1996年8月13日生)	2018年1月 中小企業診断士資格取得 2018年3月 東京大学工学部卒業 2019年6月 チューリンガム(耕設立 2019年6月 チューリンガム(耕取締役(現任)	315, 600	なし

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式の数には、クシムグループ役員持株会における持株数が含まれております。
 - 2. 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 岩野裕一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。
 - 4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに独立性について
 - ① 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、会社経営者としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 社外取締役候補者のうち、岩野裕一氏は、現に当社の特定関係事業者である株式会社スケブベンチャーズの代表取締役社長であり、過去10年間に、同社の業務執行者となったことがあります。松崎祐之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行役若しくは役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行役若しくは役員であったこともありません。
 - ③ 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その 他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しく は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について 岩野裕一氏、及び、松崎祐之氏は、企業経営者としての経験を有するとともに、経済分野 で広い知見を有しており経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の経営に反映してい ただくためであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、 前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
 - 5. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の山口健治氏及び望月真克氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

(生 年 月 日)				正左よっ	当社との
2003年9月 同社取締役 2010年2月 (略歷		当社の株式数	
2018年2月	山 口 健 治	2003年9月 2010年2月 2011年7月 2011年3月 2015年6月 2015年9月 2016年1月 2017年8月 2017年8月 2017年11月 2018年2月 2018年2月 2018年2月 2019年1月 2019年3月 2019年8月 2019年1月 2019年1月 2019年1月 2019年1月	ジ・ジャパン・ホールディング 同社取締役 (棚)シークエッジ・パートナーズ) 入社 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED Director (株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・インベス・メパント (現(株)シークエッジ・バストント (現(株)シークエッジ・バストント (現(また) (現(また)) (現(ま		

候補者番 号	氏 (生	年	月	名 日)	略歷	、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		当社との 特 別 の 利害関係
2				き かった J 日生)	2006年4月 2007年4月 2007年11月 2007年12月 2008年3月 2014年4月 2018年7月	同法人理事 障碍者支援施設アミークス東糀谷 同法人管理本部法務部長 同法人事務局法務部 当社取締役(監査等委員)(現任) ㈱フィスコ監査役(現任) ㈱フィスコ仮想通貨取引所(現㈱カイカエクスチェンジ)監査役 (現任) (㈱ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(現㈱フィスコ・コンサルティング)監査役(現任)	300	なし

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式の数には、クシムグループ役員持株会における持株数が含まれております。
 - 2. 望月真克氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は望月真克氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 - 3. 望月真克氏の社外取締役(監査等委員)としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。
 - 4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに独立性について
 - ① 望月真克氏は、法人経営幹部としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - ② 望月真克氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10 年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ③ 望月真克氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定 はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 望月真克氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三 親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 望月真克氏は、過去2年間に合併、吸収分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について 望月真克氏は、法人経営幹部としての豊富な経験、幅広い知見を有しており経営全般の監 視と有効な助言をしていただき適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
 - 5. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその 職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによっ

て生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により補填することとしております。山口健治氏及び望月真克氏は既に当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

(ご参考) 本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	候補者 番号		氏名		経営経験	営業・マ ーケティ ング	ブロック チェーン 技術	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	コンプ ライア ンス
	1	中川	博貴		•	•	•			•
取締役	2	伊藤	大介		•			•	•	•
(監査等 委員であ るものを 除く)	3	佐藤	元紀		•	•				
	4	岩野	裕一	社外	•				•	•
	5	松崎	祐之	社外				•	•	•
	6	田原	弘貴		•	•	•			
監査等委 員である 取締役	1	山口	健治		•			•	•	•
	2	望月	真克	社外					•	•
	_	小川	英寿	社外					•	•

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに当社および当社子会社の従業員に対して、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ適切であるとの意 見を頂戴しております。

なお、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の人数は、6名(うち社外取締役は1名)であり、第2号議案「取締役(監査等委員であるものを除く)6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)の人数は6名(うち社外取締役は1名)となります。

1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の連結業績向上への貢献意欲と士気を一層高め、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに当社および当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬等

本議案は、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)に対してストック・オプションとしての新株予約権を、その報酬等の額として年額100百万円(うち社外取締役は10百万円)を上限、新株予約権に関する報酬等の個数として年間10,000個(うち社外取締役は1,000個)、その目的とする普通株式数年間1,000,000株(うち社外取締役は100,000株)をそれぞれ上限として、報酬として付与することといたします。報酬として付与する新株予約権の内容については、下記3.の発行要領のとおりといたします(ただし、新株予約権の総数、その目的である普通株式の数は上記の上限の範囲内とします。)。

ストック・オプションとしての新株予約権として付与される報酬等の額及 び具体的な内容は、会社業績並びに監査等委員以外の取締役(社外取締役含 む)の各職責に応じた当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として 決定しております。当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲 や士気を一層高めることを目的として割り当てられるストック・オプション であることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は年額120百万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権の目的である普通株式の数は、300,000株(うち社外取締役は30,000株)を上限とし、下記に従って付与株式数が調整される場合は、(2)の上限の数に調整後の付与株式数を乗じた数とする。

なお、当社が、新株予約権の割当を行った日(以下「割当日」という。)後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社 と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う 場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必 要と認める付与株式の調整を行うことができる。

- (2) 発行する新株予約権の総数
 - 3,000個(うち社外取締役は300個)を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しない。

(4) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予 約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以 下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以

下「終値」という。)の平均値と割当日の前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合 (新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式の処分をする場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 調整前
 既発行株式数+
 新規発行株式数×1株当たり払込金額

 行使価額×
 一
 新規発行前の株価

 既発行株式数+新規発行による増加株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が存続会社となる吸収合併をする場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 割当日の翌日から2年を経過した日より3年間の範囲内とする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及 び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に従って算出された

増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他 これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認し た場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当 社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又 は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき (株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき)、当 社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償にて 取得することができる。

(10) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日直前において新株予約権者が保有する新株予 約権の数と同一の数を交付する。
- ② 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普诵株式とする。

③ 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(1)に準じて再編対象会社が 決定する。

- ④ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額は、上記(4)に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編 行為の条件等を勘案のうえ再編対象会社が合理的に決定する価額に、上記 ③に従って定められる当該新株予約権1個当たりの目的である再編対象会 社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間 上記(5)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日の うち、いずれか遅い日から上記(5)に定める権利行使期間の末日までと する。
- ⑥ 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得の制限 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得については、再編 対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件 上記(7)に準じて決定する。
- ® 交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記(6)に準じて決定する。
- ⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項 上記(9)に準じて決定する。
- (11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により定める。

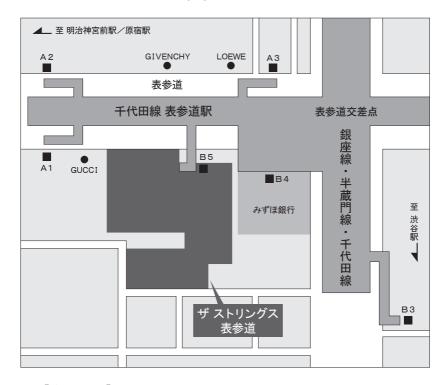
以上

〈メーモー欄〉		

株主総会会場ご案内図

[会場]:ザストリングス表参道 3階「パークアヴェニュー」

> 東京都港区北青山三丁目6番8号 TEL (03)5778-4186



[交 通]

(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B5出口より直結)

「お願い〕

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。